

6543

この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき指定統計調査で、製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。この調査票は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき指定統計調査で、製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。この調査票は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき指定統計調査で、製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。

市区町村番号 工業調査事業所番号 基本調査区番号

秘 指定統計 第10号

昭和55年工業統計調査 工業調査票乙 (従業者29人以下の事業所用)

※票番 ※産業分類

21 黒のインキ又はボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。金額は、一万円未満は四捨五入して、「一万円」まで記入してください。

1 事業所の名称及び所在地 2 本社又は本店の名称及び所在地 3 他事業所の有無 4 経営組織 5 資本金額又は出資金額 6 従業者数 7 現金給与総額 8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費の合計金額

9 製造品出荷額等 10 ア、イ、ウの合計金額 11 内国消費税額 12 おもな原材料名及び簡単な作業工程 13 有形固定資産 14 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額の合計金額

通商産業省

㊦